

学校体育施設の収支状況

1. 体育館・施設使用料

■歳出（年間）

項目	金額	備考
管理人報酬	739,200	132,000円×7人×80%
職員人件費	437,429	5,467,868円×0.1人×80%
券売機リース料	31,680	66,000円×60%×80%
オンライン申請保守料	96,000	120,000円×80%
スマートキー設置費	333,333	1,000,000円÷3年
清掃業務委託料	352,000	352,000円
L E D灯交換費	1,100,000	33,000,000円×0.5÷15年
合計	3,089,643	

■歳入（年間）

項目	金額	備考
使用料	1,068,200 (34.57%)	H31年度実績 ※スポーツ少年団免除(436,600円)があり、実質歳入は631,600円(20.44%)
町会計からの補填	2,021,443 (65.43%)	
合計	3,089,643	

■稼働率100%した場合

項目	金額	備考
使用料(100円/hの場合)	2,597,400 (84.07%)	スポーツ少年団の考慮すると、実質歳入は2,160,000円程度(69.91%)の見込み
町会計からの補填	492,243 (15.93%)	
合計	3,089,643	

2. 体育館・照明使用料

■歳出（年間）

項目	金額	備考
電気使用料金	844,038	10821時間、電気料単価78円/h
合計	844,038	

■歳入（年間）

項目	金額	備考
使用料（100円/hの場合）	1,068,200（126.56%）	H31年実績
町会計からの補填	△ 224,162（△26.56%）	
合計	844,038	

■稼働率100%した場合

項目	金額	備考
使用料（100円/hの場合）	2,597,400（128.21%）	25974時間 電気使用料 2,025,972円
町会計からの補填	△ 571,428（△18.49%）	
合計	2,025,972	

3. 体育館合計

■現状

項目	金額	備考
歳出	3,933,681	
歳入	2,136,400（54.31%）	実質1,727,600円（43.92%）

■稼働率100%した場合

項目	金額	備考
歳出	5,115,615	
歳入	5,194,800（101.55%）	実質4,757,400円（93.00%）

4. グラウンド使用料

■歳出（年間）

項目	金額	備考
管理人報酬	184,800	132,000円×7人×20%
職員人件費	109,357	5,467,868円×0.1人×20%
券売機リース料	7,920	66,000円×60%×20%
オンライン申請保守料	24,000	120,000円×20%
合計	326,077	

■歳入（年間）

項目	金額	備考
使用料（100円/hの場合）	247,300 （75.84%）	H31年実績 ※スポーツ少年団免除（219,500円）があり、実質歳入は27,800円（8.53%）
町会計からの補填	78,777 （24.16%）	
合計	326,077	

■稼働率100%した場合

項目	金額	備考
使用料（100円/hの場合）	744,800 （228.41%）	1064時間（7校庭）
町会計からの補填	△ 418,723（△128.48%）	
合計	326,077	

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針
(令和 5 年度改定版)

(変更案)

令和 5 年〇月

益城町

【 変更箇所 】

Ⅱ 基本的な考え方

4 使用料・手数料の原価計算について

(1) 使用料について

⑥スポーツ少年団等の取扱い

少子化に伴うチーム編成の困難、保護者や児童のニーズの多様化、指導者不足などの課題に対応するため、平成 30 年度末に小学校運動部活動は社会体育（地域の指導者、クラブ等による活動）に移行しました。また、中学校運動部活動についても、令和 5 年度から地域移行が段階的に進められます。

この受け皿となるスポーツ少年団等の活動については、児童・生徒の体力の維持・向上の観点から支援が必要であるため、施設使用料については無料とします。但し、スポーツ少年団等の活動については、原則として学校体育施設を使用するものとします。

⑦町外の団体・個人が使用する場合の取扱い

町が設置した施設の維持管理には町税が充てられています。そのため、町外の団体、個人が使用する場合には、施設ごとに増額設定を設けることができるものとします。但し、増額設定にあたっては、交流人口拡大による効果等も加味して検討するものとする。

⑧目的外利用等の取扱い

第 1、第 2、第 3 に分類した施設であっても、目的外の利用については「第 4 分類」に位置づけ、受益者負担 100%とします。

また、入場料を徴収する場合、営利目的で使用する場合などについては、施設ごとに増額の規定を設けることができるものとします。

⑨近隣自治体との均衡

算定した使用料のみを優先した結果、近隣自治体の施設に比べ、使用料があまりにも高額となった場合、本町の施設が使用されない、さらには町民の活動縮小・中止につながる可能性があります。そのため、近隣自治体における同種の施設と相互利用が可能な場合は、必要に応じて使用料の均衡を図るものとします。